○内閣府告示第百四十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県及び三重県南牟婁郡紀宝町の全域

二　地域再生計画の名称　道路網整備による元気なまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　三重県南牟婁郡紀宝町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるするために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百四十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　津市

二　地域再生計画の名称　「山、川、海、人が共生する元気なまち　津」清流再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　津市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百四十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊勢市

二　地域再生計画の名称　伊勢の美しいまちづくり　きれいな勢田川の水環境づくり（Ⅱ）

三　地域再生計画の区域の範囲　伊勢市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百四十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　松阪市

二　地域再生計画の名称　快適で機能的なまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　松阪市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県多気郡多気町

二　地域再生計画の名称　多気の清流・・・輝く未来へ

三　地域再生計画の区域の範囲　三重県多気郡多気町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県及び長浜市

二　地域再生計画の名称　バイオサイエンスによる次世代成長産業の振興～３Ｋ ｂｙ Ｂによる新産業創造プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　長浜市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域バイオマス利活用交付金（三の六）及び地域資源活用販路開拓等支援事業（三の六）及び地域イノベーション創出研究開発事業（三の六）

○内閣府告示第百四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　舞鶴市

二　地域再生計画の名称　舞鶴市「環境にやさしい循環・共生のまち」再生計画～第二期～

三　地域再生計画の区域の範囲　舞鶴市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　宇治市

二　地域再生計画の名称　「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の創造（第二期）

三　地域再生計画の区域の範囲　宇治市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　亀岡市

二　地域再生計画の名称　かめおか「うるおい」共生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　亀岡市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府綴喜郡宇治田原町

二　地域再生計画の名称　宇治田原町「自然をまもり共に生きるまち」再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　京都府綴喜郡宇治田原町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるするために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫